

議案第 18 号

総社市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部改正について

総社市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成 24 年総社市条例第 6 号）
の一部を次のとおり改正する。

令和 7 年 2 月 25 日提出

総社市長 片 岡 聡 一

提案理由

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域が指定されることに
伴い、墓地の造成工事の基準を改める必要が生じたため、関係条文の整備
を行おうとするものである。

総社市条例第 号

総社市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部を改正する条例

総社市墓地等の経営の許可等に関する条例（平成２４年総社市条例第６号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
（墓地の造成工事の基準） 第１５条 墓地の造成に関する工事（以下「造成工事」という。）の基準は、次のとおりとする。 （１）切土又は盛土（次項第５号の切土又は盛土を除く。）をする場合には、<u>崖</u>（地表面が水平面に対し３０度を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいう。以下この条において同じ。）の上端に続く地盤面は、特別の事情がない限り、その<u>崖</u>の反対方向に雨水その他の地表水が流れるように勾配をとること。 （２）～（５）略 （６）造成によって生じた<u>崖面</u>（<u>崖</u>の地表面をいう。）は、崩壊しないように、規則で定める技術的基準に従い、擁壁の設置、石張り、芝張り、モルタル吹付けその他の措置を講ずること。 （７）略 ２ 前項の場合において、造成とは、土地の形質の変更で次に掲げるものと	（墓地の造成工事の基準） 第１５条 墓地の造成に関する工事（以下「造成工事」という。）の基準は、次のとおりとする。 （１）切土又は盛土（次項第４号の切土又は盛土を除く。）をする場合には、<u>がけ</u>（地表面が水平面に対し３０度を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいう。以下この条において同じ。）の上端に続く地盤面は、特別の事情がない限り、その<u>がけ</u>の反対方向に雨水その他の地表水が流れるように勾配をとること。 （２）～（５）略 （６）造成によって生じた<u>がけ面</u>（<u>がけ</u>の地表面をいう。）は、崩壊しないように、規則で定める技術的基準に従い、擁壁の設置、石張り、芝張り、モルタル吹付けその他の措置を講ずること。 （７）略 ２ 前項の場合において、造成とは、土地の形質の変更で次に掲げるものと

改 正 後	改 正 前
する。 (1) 切土であって、当該切土をした土地の部分に高さが2メートルを超える<u>崖</u>を生ずることとなるもの (2) 盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが1メートルを超える<u>崖</u>を生ずることとなるもの (3) 切土と盛土とを同時にする場合において、当該切土及び盛土をした土地の部分に高さが2メートルを超える<u>崖</u>を生ずることとなるもの <u>(前2号に該当する切土又は盛土を除く。)</u> <u>(4) 前2号に該当しない盛土であって、高さが2メートルを超えるもの</u> <u>(5) 前各号のいずれにも該当しない切土又は盛土であって、当該切土又は盛土をする土地の面積が500平方メートルを超えるもの(高さが2メートル以下であって、切土又は盛土をする前後の地盤面の標高の差が30センチメートルを超えないものを除く。)</u> 3 前2項の規定の適用については、小段等によって上下に分離された<u>崖</u>がある場合において、下層の<u>崖面</u>の下端を含み、かつ、水平面に対し30度の角度をなす面の上方に上層の<u>崖面</u>の下端があるときは、その上下の<u>崖</u>を一体のものとみなす。	する。 (1) 切土であって、当該切土をした土地の部分に高さが2メートルを超える<u>がけ</u>を生ずることとなるもの (2) 盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが1メートルを超える<u>がけ</u>を生ずることとなるもの (3) 切土と盛土とを同時にする場合における<u>盛土であって、当該盛土をした土地の部分に高さが1メートル以下のがけを生じ、かつ、当該切土及び盛土をした土地の部分に高さが2メートルを超えるがけ</u>を生ずることとなるもの <u>(4) 前3号のいずれにも該当しない切土又は盛土であって、当該切土又は盛土をする土地の面積が500平方メートルを超えるもの</u> 3 前2項の規定の適用については、小段等によって上下に分離された<u>がけ</u>がある場合において、下層の<u>がけ面</u>の下端を含み、かつ、水平面に対し30度の角度をなす面の上方に上層の<u>がけ面</u>の下端があるときは、その上下の<u>がけ</u>を一体のものとみなす。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。